

平成27年度 内灘町地域公共交通協議会
生活交通ネットワーク計画（内灘町地域内フィーダー系統確保維持計画）
（地域公共交通確保維持事業のうち地域間幹線系統及び地域内フィーダー系統関係）

平成26年6月30日
（名称） 内灘町地域公共交通協議会
（代表者名） 上出 孝之

0. 生活交通ネットワーク計画の名称
内灘町地域内フィーダー系統確保維持計画
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>内灘町内には、民間路線バス・コミュニティバス・乗合タクシーで構成される公共交通網が形成されている。また当町内においては、医科大学病院や大型スーパーが町民の日常生活において重要な役割を担っている状況である。</p> <p>こうした中で、コミュニティバスは、車を運転できない高齢者等を中心に、日常生活に必要不可欠な交通機関として機能している。</p> <p>しかしながら、コミュニティバスは、これまでも運行ルート等を見直しながら利用者の声を反映させ、利便性の向上を図ってきたが、燃料費の高騰や車両の老朽化等に伴い、収支の悪化・財政的負担の増加等、運行に様々な問題を抱えている状況である。また、一部地域においては、コミュニティバスが町内移動のための唯一の公共交通手段という状況である。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、コミュニティバスの運行を確保・維持することで、地域住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
南部ルート、全町ルート共に、収支率を30%以上とする。
(2) 事業の効果
コミュニティバスの運行を維持することにより、町内の高齢者等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。これに伴い、外出が促進され、地域活性化にもつながる。
3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
① 予定している時刻表： コミュニティバス時刻表（別紙添付） [運行予定期間] 平成26年10月1日から3年以上継続
② 運行事業者決定の経緯： コミュニティバスは、平成19年度より運行を開始し、日本海観光バス株式会社を運行事業者として業務を委託してきた。本業務委託契約は、平成25年1月末までであったが、当該事業者はバスの経路を充分把握しており、安全面に置いて信頼があるため、継続して委託している。
③ 地域内フィーダー系統の補足資料 （既存交通や地域間交通との関係や整合性を図っている旨の説明等）： 内灘町は、町内既存の公共交通機関である路線バスや浅野川線電車の補完として、コミュニティバスを導入した。導入当初よりバス会社等とルートや時刻表等について協議し、併せて町内の生活路線となるよう調整した。
※コミュニティバス、路線バスの路線図（別添参照）

4. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表2」を添付
5. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
日本海観光バス株式会社
6. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
7. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準二に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要【地域間幹線系統のみ】
8. 別表4及び別表4-1の補助事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧【地域間幹線系統のみ】
9. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付 ・「交通不便地域」地図（別紙添付）
10. 車両の取得に係る目的・必要性【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
(2) 事業の効果
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の総額、負担者及びその負担額（表6及び表7又は表6-1及び表7-1）【車両減価償却費等国庫補助金又は公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

14. 協議会の開催状況と主な議論	
<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年5月10日（第1回） ・平成24年3月29日（第2回） ・平成24年5月31日（第3回） ・平成24年7月26日（第4回） ・平成25年4月18日（第5回） ・平成25年10月21日（第6回） ・平成26年3月25日（第7回） ・平成26年6月30日（第8回） 	<ul style="list-style-type: none"> 計画内容について合意 実績報告等 補助額変更に伴う計画変更について合意、コミュニティバス運行についての見直し等 コミュニティバス運行についての見直しをまとめ、平成25年2月からのルート変更について合意 実績報告、計画内容について合意 コミュニティバス運行についての見直し（書面表決） 実績報告等 計画内容について合意
15. 利用者等の意見の反映	
町役場庁舎内に意見箱を設置し、本計画に関する意見を募集した。	
16. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	石川県企画振興部新幹線・交通対策監室
関係市区町村	内灘町
交通事業者・交通施設管理者等	石川県津幡土木事務所（道路管理者）、内灘町都市整備部長（道路管理者）、日本海観光バス株式会社、北鉄金沢バス株式会社、北陸鉄道株式会社、石川県私鉄バス労働組合協議会、津幡警察署
地方運輸局	石川運輸支局
その他協議会が必要と認める者	金沢大学教授、内灘町商工会、学校法人金沢医科大学、内灘町連合女性会、内灘町町会区長会、一般町民（利用者代表）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所） 石川県河北郡内灘町字大学1-2-1
（所 属） 内灘町地域振興課
（氏 名） 能澤 洋
（電 話） 076-286-6708
（e-mail） chiiki@town.uchinada.lg.jp